

帯広ファミリーサポートセンター事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ファミリーサポートセンター（以下「センター」という。）を設置し、市民相互による子育て支援の推進を図り、安心して子育てできる環境づくりに資するため、ファミリーサポートセンター事業の実施について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「センター」とは、子どもの預かり等の援助を行いたい者（以下「提供会員」という。）と子どもの預かり等の援助を受けたい者（以下「利用会員」という。）をもって構成する会員組織であって、その会員相互による子育ての援助（以下「援助活動」という。）の調整その他第5条に定める業務を行うものをいう。

(事業の運営)

第3条 この事業の実施主体は帯広市（以下「市」という。）とする。事業の実施については地域の福祉の増進を目的とし、市全域での事業が実施でき、子育てに関する知識を有する事業者又は団体（帯広市暴力団排除条例(平成25年条例第29号)第2条に規定する暴力団関係事業者及び暴力団を除く。以下「事業者等」という。）に委託し実施するものとする。

(設置並びに名称及び業務時間等)

第4条 センターは、委託を受けた事業者等の事務所に設置する。

2 センターの名称は、「帯広ファミリーサポートセンター」とする。

3 センターの事務所の業務時間は、午前8時45分から午後5時30分までとする。

4 センターの事務所の休務日は、原則として、次のとおりとする。ただし、必要があると認めるときは、臨時に休務し、又は休務日に臨時に業務を行うことができる。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 1月2日、同月3日及び12月29日から12月31日まで

(センターの業務)

第5条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) センターの会員（以下「会員」という。）の募集、登録その他会員組織に関すること。

(2) 会員相互の援助活動の調整に関すること。

(3) 会員に対して援助活動に必要な知識を付与するために行う講習会等に関すること。

(4) 会員間の交流や情報交換に関すること。

(5) 関係機関との連絡調整に関すること。

(6) センターの広報活動に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、この事業の目的達成に必要と認められること。

(組織)

第6条 この事業は、会員制で行うものとし、事業の円滑な実施のためセンターにアドバイザーを置くものとする。

2 アドバイザーは、センターを代表し、援助活動の調整その他前条に規定するセンターの業務に関する事務を処理する。

3 センターには、アドバイザーの業務を補佐するため、コーディネーターを置くことができる。

(会員の要件)

第7条 会員は、この事業の趣旨を理解し賛同する者であつて、アドバイザーの承認を得た者とする。

2 提供会員は、次の各号に掲げる要件に該当する者とする。

(1) 市内に在住する18歳以上の者で、自宅で安全に子どもを預かることができること。

(2) センターが実施する説明を受けることができること。

3 利用会員は、次の各号に掲げる要件に該当する者とする。

(1) 市内に在住し、生後57日以上小学6年生以下の子どもの保護者であること。ただし、次に掲げる事由でアドバイザーが認める場合はこの限りではない。

ア 里帰り出産等で一時的に市内に居住するとき。

イ その他子育て支援として当該事業の活用が必要かつ有効と判断されるとき。

(2) センターが実施する説明を受けることができること。

4 提供会員と利用会員は、これを兼ねることができる。

(入会及び登録)

第8条 会員として入会する者は、入会申込書(利用会員用は様式1、提供会員用は様式1-2)を提出して、アドバイザーの承認を受けなければならない。

2 アドバイザーは、前項の規定により承認をした者に対して、会員証(様式2)を発行するものとする。

3 会員は、登録された事項に変更が生じたときは、記載事項変更届出書(様式3)をアドバイザーに提出しなければならない。

(会員の責務)

第9条 センターが実施する説明会及び講習会を受講しなければならない。

2 提供会員は、援助活動中の子どもの安全確保に努めなければならない。子どもに異常を認めたときは、利用会員に連絡するとともに、状況に応じた適切な処置をとるものとする。

3 援助活動により知り得た家族の事情及び個人情報侵害し、又は秘密を漏らしてはならない。退会した後も同様とする。

4 援助活動を通じて、物品等の販売若しくはあっせん又は宗教活動若しくは政治活動等を行ってはならない。

(会員の資格喪失)

第10条 会員は、次の各号のいずれかに該当したときは、会員の資格を喪失する。

(1) センターに退会届出書(様式4)を提出したとき。

(2) 市外に転出したとき。

2 センターは、次の各号のいずれかに該当したときは、会員の資格を喪失させることができる。

(1) 会員としてふさわしくない行為があったとき。

(2) 育児に関する援助の活動に必要な適格性を欠くと認められるとき。

3 会員は、その身分を喪失したときは、直ちに会員証を返還しなければならない。

(援助活動の内容)

第11条 提供会員が行う援助活動の内容は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 通院、残業等、保護者の都合により一時的に子どもを預かること。

(2) 保育所、幼稚園等(以下「保育施設等」という。)への送迎を行うこと。

(3) 突発的な事由により必要がある場合に子どもを預かること。

(4) その他、センターが子育て支援のために必要と認める援助活動を行うこと。

- 2 子どもを預かる場合は、原則として提供会員の自宅において行うものとする。ただし、提供会員と利用会員との間で合意がある場合は、この限りではない。
- 3 病児、病後児の援助活動は行わないものとする。また、宿泊を伴う場合も同様とする。
- 4 提供会員は、原則として、同時に複数の利用会員に対する援助活動を行ってはならない。

(援助活動の時間)

第 12 条 援助活動は、原則として午前 7 時から午後 9 時までの間の必要な時間とする。ただし、特別の理由があるときは、この限りではない。

2 援助活動は、30 分を単位とする。

3 援助時間は、次の各号に掲げる時間をいう。

(1) 子どもを自宅で預かる場合は、提供会員が子どもを預かったときから、利用会員が子どもを迎えにきたときまでとする。

(2) 保育施設等への送迎の場合は、提供会員が子どもを預かったときから、保育所等に送り届けたときまで及び保育施設等から預かり、利用会員へ引き渡したときまでとする。

(援助活動の調整)

第 13 条 利用会員は、援助活動を受けようとするときは、センターにその申込みを行うものとする。

2 センターは、利用会員から援助活動の申し込みを受けたときは、援助依頼受付簿(様式 5)により利用会員が希望する援助活動の内容、日時等必要事項を確認し、提供会員との調整を行うものとする。

3 提供会員は、援助活動の実施後その内容を援助活動報告書(提供会員用は様式 6、利用会員用は様式 6-1、センター用は様式 6-2)に記録し、当該報告書に利用会員の確認を受けなければならない。

4 提供会員は、1 月分を援助活動を行った子どもごとに、子育ての援助活動実施状況について月間活動報告書(提供会員用は様式 7、利用会員用は様式 7-1、センター用は様式 7-2)を作成し、センターに翌月 5 日までに報告することとする。この場合において、該当月分のセンター用援助活動報告書(様式 6-2)も添付することとする。

(援助活動の報酬等)

第 14 条 利用会員は提供会員に対し、援助活動終了後速やかに別表に定める基準に従い、援助活動に係る報酬及び実費(以下「報酬等」という。)を直接支払うものとする。

(援助活動の取消)

第 15 条 利用会員は、援助活動の申込み後、当該申し込みに係る援助活動実施の日の前日までに、センター及び提供会員に申し出て、当該申込みを取り消すことができる。この場合において、利用会員は援助活動に係る報酬等を支払う必要はないものとする。

2 利用会員は、援助活動の申込み後、当該申し込みに係る援助活動実施の日において、当該申し込みに係る援助活動を受ける必要がなくなったときは、センター及び提供会員に申し出て、当該申込みを取り消すことができる。この場合において、利用の有無にかかわらず、利用会員は提供会員に対し、別表に定める基準に従い、報酬等を支払わなければならない。

(事故等の対応)

第 16 条 会員の援助活動中に事故等が発生した場合には、原則として当事者である会員相互で解決するものとする。

2 会員は、援助活動中に事故が生じたときは、直ちにセンターへ報告しなければならない。

3 会員は、援助活動中生じた事故等に対応するため、ファミリーサポートセンター補償保険に一括加入しなければならない。

4 会員の事故に伴う賠償責任は、ファミリーサポートセンター補償保険の補償範囲内で行うものとする。

5 前項の保険に加入する費用は、センターが負担するものとする。

(会則等)

第 17 条 センターは、援助活動が円滑に行われるために会則及び利用の手引きを定めなければならない。

(補則)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(帯広市農村部助っ人ファミリー事業実施要綱の廃止)

2 帯広市農村部助っ人ファミリー事業実施要綱（平成 19 年 5 月 1 日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 14 条関係）

帯広ファミリーサポートセンター報酬等基準

区分	報酬額等
月曜日から金曜日までの 午前 7 時から午後 9 時	1 人につき 30 分ごとに 300 円
日曜日、土曜日、祝日並びに 上記の時間帯以外の時間	1 人につき 30 分ごとに 350 円
子どもの送迎等に係る交通費	実費
子どもの食事代、ミルク代、おやつ代、 おむつ代等	実費

備考

- 1 利用会員が複数の子どもを預ける場合における報酬の額は、2 人目以降からは上記に定める金額の半額とする。
- 2 利用会員が援助活動の依頼を取り消す場合における報酬の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 利用予定時刻の 1 時間前までに申し出たとき 利用予定時間の報酬の半額
 - (2) 利用予定時刻の 1 時間以内に取り消し、又は取り消しの申し出がないとき 利用予定時間の報酬の全額